

指定生活介護事業所きずな 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

所在地	岡山県勝田郡勝央町美野1877番地
名称	社会福祉法人 勝明福祉会
代表者	理事長
電話番号	0868-38-2171

2 事業所の概要

種別	指定生活介護事業 平成22年4月1日指定
事業の目的	利用者の皆様が、夢と希望を持ち、日々充実した生活を送り、可能な限り自立した社会生活を営むことができるよう支援します。 私たちは、ご利用者の人としての尊厳を重視し、常に愛され、信頼される福祉を目指します。
名称 (事業所番号)	きずな (3311500080)
所在地	岡山県勝田郡勝央町美野1109番地1
電話番号	TEL 0868-38-1533 FAX 0868-38-1532
管理者	
サービス管理責任者	
運営方針	職員の資質向上に努め、利用者の方々の要望に応えられるよう業務体制を整備します。 利用者の体力、能力に応じた支援計画、支援体制をはかり、多種目の支援内容を準備します。
主たる対象者	知的障害者対象
開設年月日	平成22年4月1日
定員	35人

3 サービスの実施地域

津山市、美作市、勝田郡、美咲町

※状況に応じては、他の地域の方もご相談に応じます。

4 施設の概要

(1) 施設

		生活介護事業所
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 1階建
	建築面積	451.92 m ²
	利用定員	30人
敷地面積		3,144 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	生活介護事業所	
	室 数	面 積
食 堂	1	67.95 m ²
指 導 室	1	58.05 m ²
作 業 室	1	58.05 m ²
相 談 室	1	32.39 m ²
浴 室	1	4.23 m ²
シャワー室	1	3.42 m ²
医 務 室	1	12.21 m ²
男子更衣室	1	8.87 m ²
女子更衣室	1	8.63 m ²
男子トイレ	1	11.39 m ²
女子トイレ	1	12.3 m ²

(3) 職員体制

職 種	員 数
管 理 者	1
サービス管理責任者	1以上
生活支援員	6以上
看 護 職 員	1以上
支援員合計	7以上
事 務 員	1
嘱 託 医	1

当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(4) 営業と休業日及び営業時間

営 業 日：月～金、土（指定する日）

休 業 日：日曜日、祝日、事業所の指定する日

夏季休暇：8月13日～15日 冬季休暇：12月29日～1月3日

営業時間：8：30～17：30

サービス提供時間：9：30～15：30

5 サービスの概要

(1) 介護給費対象サービス

種 類	内 容
生活支援	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な支援を行います。・季節に応じた服装、寒暖の変化に応じた着脱を行います。・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
作業支援	<ul style="list-style-type: none">・委託作業（フルーツキャップ作業他）
創作活動支援	<ul style="list-style-type: none">・季節に応じた作品作りなどを行い、想像力を活かした活動を支援します。
余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none">・利用者の趣味、興味を活かした活動を支援します。（カラオケ、絵画、音楽他）
社会活動支援	<ul style="list-style-type: none">・地域の行事等には、積極的に参加し、地域の人との触れ合いをはかります。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。・看護職員による、毎日の健康チェック、毎月の体重測定を行います。 <p><当事業所の嘱託医> 氏名：</p>
服薬管理	<ul style="list-style-type: none">・服薬のある方は、看護職員のもと一定の場所で管理します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none">・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、援助、助言等を行います。

(2) 介護給費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none">・希望により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。・食事時間（12：00～12：30）
送 迎	<ul style="list-style-type: none">・希望により、居宅または乗降場所からきずなへの送迎をします。
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none">・行政機関に対する手続きが必要な場合には、事業所が代行し、利用者及び家族に報告いたします。
日常生活上必要 となる諸費用	<ul style="list-style-type: none">・日常生活品の購入代金等利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

※金額は、下記6利用料（2）の定めによる。

（3）利用者の記録及び情報の管理等

①事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、通常の営業時間内とします。

②利用者の支援を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

③サービス提供記録の複写物の交付に際しては、1枚につき20円申し受けます。

④全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われています。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

6 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

（1）介護給付費等対象サービス利用料金

介護給付費等対象サービスを提供した際は、厚生労働大臣の定める額が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体のうち厚生労働大臣の定める額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）サービス利用料金については、介護給付費等対象サービス利用料金表（1）（2）を参照して下さい。

介護給付費等対象サービス利用料金表（1）

区分	単位	単価	自己負担*	備考
2	464 単位	4,640 円	464 円	1日につき
3	507 単位	5,075 円	507 円	1日につき
4	573 単位	5,730 円	573 円	1日につき
5	824 単位	8,240 円	824 円	1日につき
6	1,111 単位	11,110 円	1,111 円	1日につき

介護給付費等対象サービス利用料金表（2）

加算	単位	単価	自己負担分*	備考
福祉専門職員配置等（Ⅱ）加算	10 単位	100 円	10 円	1日につき
常勤看護職員等配置加算	38 単位	380 円	38 円	1日につき
食事提供体制加算	30 単位	300 円	30 円	1日につき

送迎加算	21 単位	210 円	21 円	1 回につき
訪問支援特別加算	187 単位	1,870 円	187 円	1 回につき 1 時間未満
	280 単位	2,800 円	280 円	1 回につき 1 時間以上
欠席時対応加算	94 単位	940 円	94 円	1 回につき
初期加算	30 単位	300 円	30 円	1 日につき
福祉・介護職員処遇改善（Ⅱ） 加算	介護給付費等利用 料金の 1000 分の 31		1 割	1 日につき

*なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（2）介護給付費対象外の（サービス利用）料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項 目	金 額
食事（基本的な昼の食事）	【食事提供体制加算非対象者】720円/食 （内、食材費420円・諸経費300円） 【食事提供体制加算対象者】420円/食 （内、食材費420円）
送 迎	20円/km
教養娯楽費	実費
創作活動費	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※1. 利用料に定める「食事」については厚生労働大臣の定める定率負担・実費負担の軽減措置の対象者に該当する場合は、負担額が軽減されます。

※2. 食事のキャンセルにつきましては、4（営業日）以前にお申し出いただくと費用の負担はなくなります。お申し出がない場合は、食材費（420円）をお支払いいただきます。

※3. 送迎については、居宅または乗降場所からきずなまでの距離を対象とします。負担額については、1回につき送迎加算を超える金額について負担して頂きます。ただし、負担額の1ヵ月の上限を3,500円とします。

※4. 介護給付費等の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※5. その他社会事情等により著しい物価の変更等があった場合には、料金を変更する場合があります。

（3）利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の10日頃に請求いたします。請求月の25日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ①当事業所窓口での現金支払い
- ②下記指定口座への振込み

7 工賃

別途定める「生活介護事業きずな工賃支給要綱」に基づき、利用者に工賃を支払います。

8 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用 相談窓口	受付担当者 苦情解決責任者 第三者委員 ご利用期間 10:00～15:30（日曜、祝日、盆、 年末年始を除く） 電話番号 0868-38-1533 F A X 0868-38-1532 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
勝央町健康福祉部	所在地 : 勝田郡勝央町平242-1 電話番号 : 0868-38-7102
岡山県社会福祉協議会内 運営適正化委員会	所在地 : 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 : 086-226-9400

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	受付担当者 虐待防止責任者 ご利用期間 10:00～15:30（日曜、祝日、盆、 年末年始を除く） 電話番号 0868-38-1533 F A X 0868-38-1532 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
------------------	--

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「生活介護事業きずな消防計画」により対応します。
--------	-------------------------------

平常時の訓練	別途定める「きずな消防計画」に則り、年2回、火事、水害、地震を想定した避難、防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常通報装置を設置しています。カーテンは防災加工しています。
防火責任者	

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

医療機関への受診	受診、治療等のご家族により対応していただきますが、通所中の事故等につきましては、事業所で対応いたします。
設備、器具の利用	事業所内の設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 ※当事業所では、おかやま福祉互助会に加盟しており、AIU保険制度に加入できますのでご利用下さい。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品	貴重品におきましては、利用者の責任において管理していただきます。不必要なものは持参しないでください。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

11 事故発生時の対応について

(1) 利用者に事故が発生した場合は、利用者の出身市町村、その家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 賠償すべき事態が発生した場合に、速やかに賠償を行うために、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : あいおいニッセイ同和損害保険(株)

加入保険内容 : 社会福祉事業者総合保険

(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス生活介護事業の提供及び利用に開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：きずな

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス生活介護事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：